

# 水産業の振興に関する 基本的な計画 (第Ⅲ期)

令和3年度～令和12年度  
環境と調和した持続可能で  
活力ある水産業の確立



## 表紙のデザインについて

表紙は本県水産業の目指すべき姿“環境と調和した持続可能で活力ある水産業の確立”の実現に向けて、政策を展開する水産業の各分野(①漁業・養殖業, ②流通・加工業, ③漁村・漁港, ④漁場・資源)を写真で表現したものです。

### ● 本県水産業の生産 (①漁業・養殖業, ②流通・加工業)



生産量日本一の養殖ギンザケ



宮城を代表する水産加工品,  
揚げ蒲鉾

### ● 水産業が立地する地域社会 (③漁村・漁港)



水揚げ風景(女川港)



活気あふれる南三陸町戸倉地区  
のカキ生産者  
※写真家 浅田政志氏撮影



ベテラン漁師による若手の育成

### ● 生産の基盤となる環境 (④漁場・資源)



重要な磯根資源であるアワビの  
稚貝



温室効果ガスの吸収効果が期待  
される海藻養殖(写真はワカメ)



高級魚として知られ, 栽培漁業  
対象種となっているホシガレイ  
の稚魚



豊かな自然環境と調和した漁村  
の風景(気仙沼市唐桑町)



## 第1章 水産業の振興に関する基本的な計画の策定に当たって

1 計画策定の趣旨	1
2 水産基本計画(第Ⅲ期)の位置付け等	1
3 復旧・復興が進んだ宮城の水産業	3

## 第2章 本県水産業を巡る状況

1 復興の進捗と引き続き取り組むべき課題	4
2 本県水産業を巡る情勢の変化と対応策	6

## 第3章 本県水産業の目指すべき姿

1 目指すべき姿“環境と調和した持続可能で活力ある水産業の確立”	10
2 県の将来ビジョン, 国の水産改革及び持続可能な開発目標(SDGs)との関係	11

## 第4章 政策推進の基本方向等

1 目指すべき姿の実現に向けた政策推進の基本方向と14の施策	13
2 政策推進のロードマップと具体的な施策	17
政策推進のロードマップ	17
見開き“環境と調和した持続可能で活力ある水産業の確立”を目指した施策の展開	18
基本方向1(施策1~3)	20
基本方向2(施策4~7)	23
基本方向3(地域づくり:施策8・9)(人づくり:施策10・11)	27
基本方向4(施策12~14)	31

## 第5章 重点プロジェクト

5つの重点プロジェクト	34
重点プロジェクト1 スマート水産業推進プロジェクト	35
重点プロジェクト2 水産物輸出促進プロジェクト	36
重点プロジェクト3 新しい漁村地域創出プロジェクト	37
重点プロジェクト4 ブルーカーボン推進プロジェクト	38
重点プロジェクト5 試験研究推進プロジェクト	39

## 第6章 目標指標

1 目標指標について	40
2 目標値及びその考え方	40

## 第7章 参考資料

1 みやぎ海とさかなの県民条例(全文)	45
2 水産業の振興に関する基本的な計画(第Ⅲ期)策定経過	48
3 宮城県産業振興審議会委員名簿	49
4 具体的な取組抽出に係るSWOT分析結果	50
5 目標値の算出について	54



# 第1章 水産業の振興に関する基本的な計画の策定に当たって

## 1 計画策定の趣旨

「水産業の振興に関する基本的な計画(以下「水産基本計画」という。)」は、平成15年4月1日に施行された「みやぎ海とさかなの県民条例(平成15年宮城県条例第48号。以下「県民条例」という。)」に掲げる基本理念の実現に向け、本県水産業の振興に関する施策の総合的かつ計画的な推進を図る目的で策定する計画です。これまでに、第Ⅰ期計画(平成16年度～平成25年度)、第Ⅱ期計画(平成26年度～令和2年度)のもと、県民条例に掲げる基本理念の実現に向けて各種施策を展開してきました。

平成23年3月11日に発生した東日本大震災により本県水産業は壊滅的な被害を受けたことから、以降は水産業の復旧・復興に全力を注ぎ、第Ⅱ期計画では震災発災から10年目となる令和2年度までの復旧・復興の完結を目指し取り組んできました。その結果、漁業・養殖業に不可欠な漁船・養殖施設・共同処理場・荷揚げクレーン等の生産基盤、魚市場・冷凍冷蔵施設などの流通機能、水産加工業者の施設等、水産業を構成する主要な施設の復旧・復興は着実に進みました。

一方で、10年にわたる震災復興期間の終了後も継続しなければならない取組や、第Ⅱ期計画に取り組む過程で生じた新たな課題への対策が必要となっています。

また、海洋環境の変化による漁獲対象魚種の減少、人口減少等による国内市場の縮小、国による「水産政策の改革」や「スマート水産業の推進」、激甚化する自然災害への対応、世界的に取り組まれている持続可能な開発目標(SDGs)の推進や環境志向の高まりなど水産業を巡る情勢は大きく変化しており、本県においても早急に対策を講じていく必要があります。

このため、第Ⅱ期計画の点検結果及び新たに取り組むべき課題や近年の本県水産業を巡る情勢変化を踏まえ、次の10年間の本県水産業の振興・発展を図るため、水産基本計画(第Ⅲ期)を策定することとしました。

## 2 水産基本計画(第Ⅲ期)の位置付け等

### (1) 水産基本計画(第Ⅲ期)の位置付け

水産基本計画(第Ⅲ期)は「県民条例に基づく計画」であり、県民条例の基本理念の実現を目指します。同時に、県政運営の基本的な指針を示す総合計画「新・宮城の将来ビジョン(令和3年度～令和12年度)」の分野別計画として位置付けます。

### (2) 計画の期間・目標年度

水産基本計画(第Ⅲ期)は令和3年度を初年度とし、令和12年度を目標年度とする10か年の計画とします。

### (3) 計画策定の根拠となる県民条例の基本理念と主要方策

#### 1) 県民条例の目的(第1条)

この条例は、水産業の振興について基本理念を定め、県の責務等を明らかにするとともに、施策の基本的な事項を定めることにより、水産業の振興に関する施策を総合的かつ計画的に推進し、それにより水産業の健全な発展及び県民生活の安定向上を図ることを目的としています。

## 2) 基本理念と主要方策 (第3条, 第8条)

県民条例では水産業の振興に向けて3つの基本理念と5つの主要方策を定めています。

### 3つの基本理念(第3条)

#### 【基本理念1】

水域環境の保全や水産資源の持続的な利用を図り, 安全で良質な水産物を安定供給すること

(条例第3条第1項)

#### 【基本理念2】

水産業が地域社会を支える活力ある産業として発展するよう地域特性を生かした健全な経営の確立並びに組織及び後継者の育成を推進すること

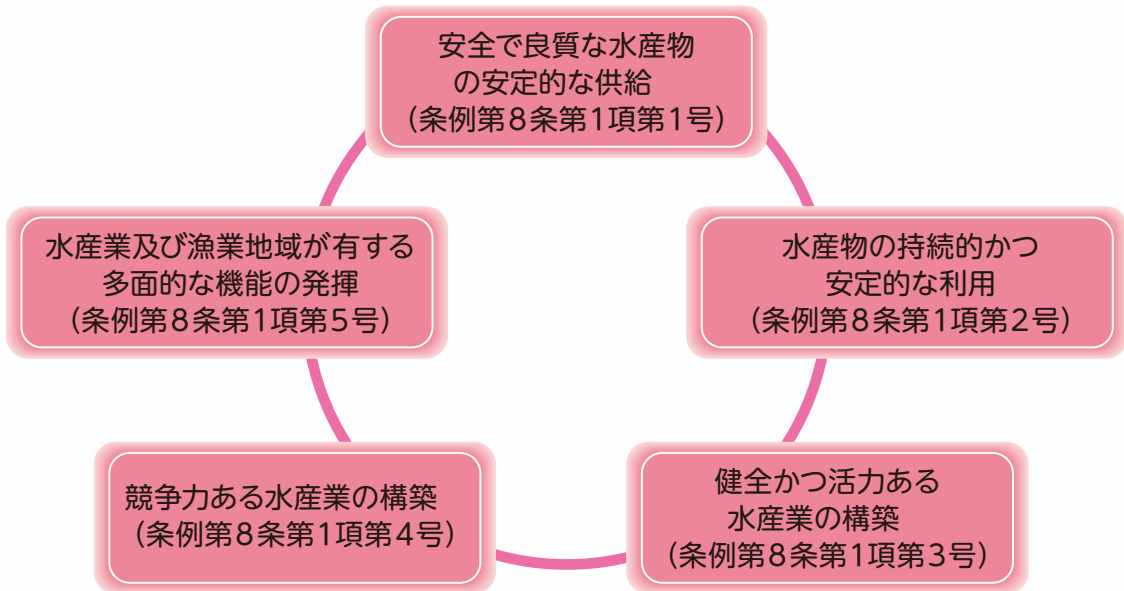
(条例第3条第2項)

#### 【基本理念3】

漁業地域が自然と共生し多面的機能を十分発揮する地域として発展すること

(条例第3条第3項)

### 理念を実現するための5つの主要方策(第8条)



## (4) 計画に掲げた施策の推進体制

施策の展開に当たっては, 県, 市町村, 水産業関係者等及び県民が相互に連携・協力しながら推進します。また, 食・文化・観光などの多様な分野や国が進める水産政策の改革等との連携を図るとともに, 連携の在り方については, 政策推進の基本方向として示していきます。

## (5) 講じた施策の公表

講じた施策の実施状況等については, 毎年度結果を公表します。また, 的確な進行管理に努め, 中間見直しを実施し, 計画期間中の情勢変化等に対応します。



### 3 復旧・復興が進んだ宮城の水産業

#### (1) 全国屈指の宮城の水産業

宮城県は全国屈指の水産県です。沿岸地域は県の中央部に突出した牡鹿半島を境に、北は複雑に海岸線が入り組んだリアス式海岸、南は平坦な砂浜海岸が仙台湾を形成するなど、地形的な変化に富んでおり、ノリ、カキ、ワカメ、ホヤ、ホタテガイ、ギンザケなどの養殖業やサケ、タラ、カレイなどを対象とした刺網漁業、小型底びき網漁業などの漁船漁業が盛んです。また、沖合は親潮と黒潮が交わる生産性の高い海域であり、金華山・三陸沖漁場は世界3大漁場としても有名です。さらに、本県には143の漁港と9か所の水産物産地卸売市場があり、気仙沼市、石巻市、塩釜市、女川町、南三陸町は、沿岸・沖合・遠洋漁業の基地であるとともに、魚市場などの流通機能や水産加工業等関連産業が集積する水産都市を形成しています。

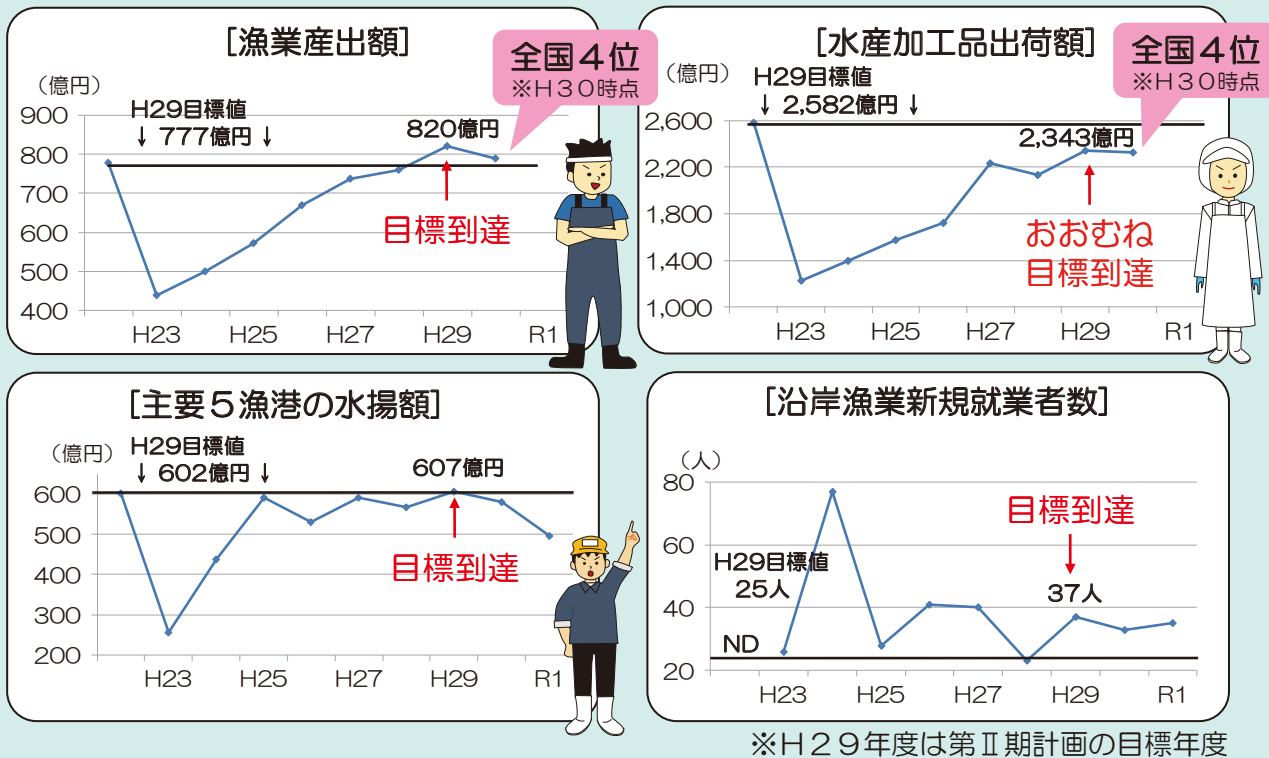
#### (2) 復旧・復興が進んだ宮城の水産業を次世代に

宮城の水産業は、東日本大震災により壊滅的な被害を受けましたが、第Ⅱ期計画期間中に復旧・復興に取り組み、産業規模はおおむね震災前の水準まで回復しました。

今後は水産基本計画(第Ⅲ期)のもと、これまで宮城の水産業が果たしてきた沿岸地域の重要な基幹産業という役割と豊かな自然環境を守り、次世代に残していく必要があります。

## 復旧・復興が進んだ宮城の水産業

第Ⅱ期計画で目標とした4つの指標は平成29年度までにおおむね目標値（震災前の水準）まで回復し、全国屈指の産業規模の地位に戻りつつあります。



## 第2章 本県水産業を巡る状況

### ① 復興の進捗と引き続き取り組むべき課題

#### (1) 漁業・養殖業

##### (復興の進捗)

第Ⅱ期計画は、「宮城県震災復興計画」に準じて計画期間を区分し、平成26年度から平成29年度までを「再生期」、平成30年度から令和2年度までを「発展期」としました。操業に必要な漁船や漁具・養殖施設等の取得・整備は再生期の最終年度である平成29年度末までに完了し、早期操業再開を実現しました。また、養殖業では震災からの復旧・復興を契機に経営体の法人化・協業化、施設の共同利用化、種苗の共同購入、漁場の効率的な利用、環境に配慮した水産エコラベル認証の取得など、生産の合理化等の取組が進みました。これらの取組により、平成29年までに漁業産出額(養殖業含む。)及び主要5漁港の水揚額は震災前の水準に回復し、第Ⅱ期計画の目標を達成しました。

なお、令和元年の主要5漁港の水揚額についてはサンマ、マグロ類、サケ、コウナゴ等の不漁により前年を大きく下回る結果となりました。今後の動向を注視する必要があります。

##### (引き続き取り組むべき課題)

今後は復旧した漁業者・養殖業者が持続的な経営を確立できるよう、外部環境変化(気象災害、海洋環境の変化による魚種変化、燃油価格高騰など)に強く、収益性の高い生産体制構築や新技術導入等を積極的に促すとともに、担い手の確保・育成等をより効果的に推進していくことが重要です。また、近年は魚価の高止まりによって経営が維持されている状況にあります。各魚種の水揚が総じて減少傾向にあり、養殖生産も水温上昇等の海洋環境の変化により計画的な水揚が困難となるなどの影響がみられます。このため、今後は魚価が低下しても経営を維持できるよう生産コスト削減に取り組むとともに、買い手のニーズに応じた安定的な生産を行い、生産者と加工業者・流通業者との連携強化など、多様な手段を通じて漁業・養殖業の収益の向上を図る必要があります。

#### (2) 流通・加工業

##### (復興の進捗)

特定第3種漁港である気仙沼・石巻・塩釜に女川、志津川を加えた主要5漁港では、高度衛生管理型魚市場が整備されたほか、冷凍・冷蔵能力もおおむね震災前の水準に回復しました。また、個々の水産加工業者の施設・設備についても復旧整備はおおむね完了しました。加えて、震災後に失われた販路の回復・開拓に向けた商談会への参加や米国等への輸出に必要なHACCP認証取得など、様々な取組が進み、水産加工品出荷額は平成29年には震災前(平成22年)の約9割まで回復しました。

##### (引き続き取り組むべき課題)

水産加工業者の経営環境は県内魚市場の水揚量減少等に伴う原料不足、原料価格の高騰、復旧に要した借入金返済据置期間の終了、資金繰りの悪化、深刻な人材不足等により厳しさを増しており、事業継続が困難となる事業者も現れています。厳しい経営環境の中で経営を安定・発展させていくためには、各企業の生産性向上・収益増加を促進するとともに、経営改善・強化を図ることが重要です。また、震災により喪失した販路を回復・定着させ、国内需要が縮小する中で一定のシェアを確保することや、国内市場縮小を補完するため輸出等に積極的に取り組んでいくことも必要です。沿岸地域においては水産業が基幹産業であり、地域経済を活性化するため、水産関係事業者、国、県、市町村等が一体となって地域全体で稼ぐ力を高め、魚市場及びその背後



に集積した水産流通・加工業が担ってきた水産物の受入、流通、加工、保管といった水産都市機能を維持・強化していく必要があります。

### (3) 漁村・漁港

#### (復興の進捗)

県内143漁港のうち、漁港施設の復旧が必要な139漁港は全て工事に着手しました。令和2年3月末時点の完成率は約90%となっており、令和2年度中の完了を目標に工事が進んでいます。また、被災した漁村の多くは、漁港背後の高台に造成された住宅地に集団移転し、生活基盤もおおむね整いました。

#### (引き続き取り組むべき課題)

集落の高台移転等により震災前とは大きく姿を変えた地域においては、地元市町村とも緊密に連携し、漁村活性化・漁業者のコミュニティの維持やにぎわいの創出が図られるよう取組を進めていく必要があります。また、震災により多くの漁村地域で人口が都市部に流出し、漁港施設の利用度や漁村が果たしてきた密漁監視機能の低下が懸念されるため、漁港施設の利用・管理に係る新たなルールの策定や、密漁監視機能を維持する方策等についても検討する必要があります。ハード整備については、開閉操作が自動・遠隔化された水門・陸閘<sup>こつ</sup>をはじめ、復旧整備した漁港・防災施設の長寿命化計画の策定と計画的なストックマネジメントを実施するとともに、地域の活性化に向けて、漁港施設が有する多様な機能の有効活用なども検討していく必要があります。

### (4) 漁場・資源

#### (復興の進捗)

津波により陸上由来の大量のガレキ等が海へ流出し、漁業・養殖業の再開の支障となりましたが、漁業者等による回収を進めた結果、沿岸域の震災ガレキ回収はおおむね完了し、漁業活動にほぼ影響がない状況となりました。また、被災した漁場環境の復旧を目的に津波で失われた各地域の干潟の復旧を行い、完成した干潟の一部ではアサリの漁獲が再開されています。さらに、本県沿岸域における重要な磯根資源であるアワビの種苗生産やサケの増殖事業を行う施設等も被災しましたが、復旧を進め、種苗生産・放流活動が再開されています。

#### (引き続き取り組むべき課題)

今後は、いまだ残存する沖合漁場の震災ガレキ回収を継続するとともに、水産業を持続的に発展させていくため適切な資源管理を実施し、生産力の高い漁場を維持することが重要です。このため、科学的根拠に基づく未成魚や親魚の保護、各地域と連携した干潟・藻場の造成、近年深刻化している磯焼けへの対策を実施することが必要です。また、アワビ等の磯根資源やヒラメ、ホシガレイ、サケなどの産業上重要な魚種については、効果的な種苗放流等を実施し資源の増大を図ることも必要です。さらに、水産資源の管理・造成だけでなく、環境保全の取組も重要です。特に沿岸域の漁場環境は、プラスチックごみの排出や生活排水など、人の生活によっても影響を受けることから、県民が一丸となって環境保全に取り組む視点が不可欠となっています。

## (内水面漁業の現状と課題)

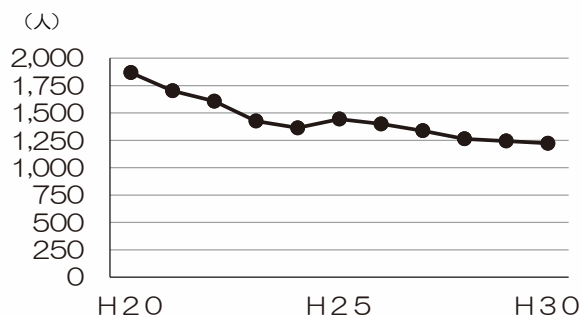
本県の内水面における漁業・養殖業生産量は海面の0.2%程度に過ぎませんが、河川や湖沼など内水面の自然環境は海への栄養塩等の供給源となるほか、サケの種苗生産・放流の場として海面の漁業生産にも大きく寄与しています。また、自然体験や遊漁などレクリエーションの場としても重要な役割を果たしています。

県では、震災で被災したサケふ化場の復旧等により内水面漁業の復興・振興に取り組んできました。しかしながら、これまでサケ増殖事業や内水面漁場の管理を担ってきた内水面漁業協同組合は、組合員の減少や高齢化と遊漁者の減少に加え、外来魚やカワウ等の有害生物による食害、令和元年東日本台風(以下「台風第19号」という。)による河川環境の悪化等により運営が困難な状況に陥っています。また、震災後のサケ放流数の減少や回帰率の低下等により、近年本県沿岸に来遊するサケ資源が激減している中、台風第19号では多くのサケふ化場等が被災したことから、今後の沿岸域のサケ漁業にも影響が及ぶと懸念されています。

今後は内水面漁業協同組合を中心に沿岸域のサケ漁業関係者の協力も得て、サケのふ化放流事業が安定的に実施される体制を維持するとともに、地元市町村や観光産業とも連携して、魅力ある釣り場や親水環境が整備・維持されるように取り組んでいく必要があります。

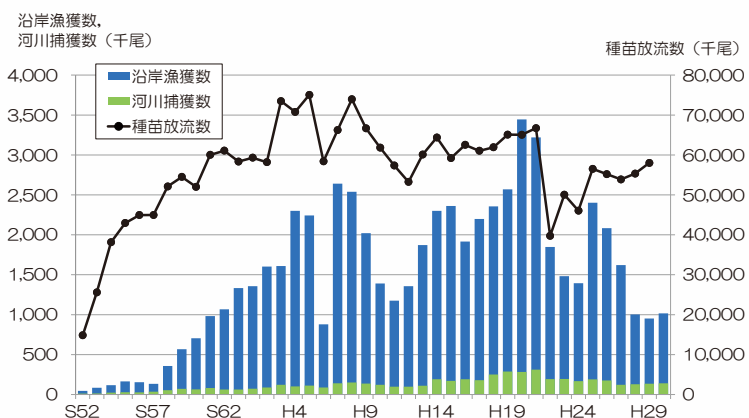
また、今なお残っている福島第一原子力発電所事故によるイワナ、ヤマメ、ウグイの出荷規制の早期解除にも取り組んでいく必要があります。

### 出資内水面漁業協同組合の組合員数



出典：宮城県水産業協同組合年報（H23・24は震災の影響により、組合員数不明とした組合があります）

### 宮城県におけるさけ来遊尾数と種苗放流数の推移



## ② 本県水産業を巡る情勢の変化と対応策

### (1) 外部環境の変化

#### 1) 海洋環境の変化

近年、海水温の上昇等により、冷水性の魚種が減少し暖水性の魚種が増加するなど、水揚魚種の変化や沿岸域での磯焼けの進行等が確認されています。本県沖合の海洋環境は寒流と暖流が混じり合う混合海域ですが、今後とも予想される海水温上昇によって環境・生物等に大きな影響が及ぶことが懸念されます。このため、海水温上昇を前提とした水産業の今後について考えていく必要があります。具体的には、水揚が増加している魚種の有効活用や、高水温に適應した養殖種・系統の導入、加えて、漁業許可・免許制度の柔軟な運用を図るなど、海洋環境の変化に対応できる漁業・養殖業へ転換していくことが必要です。

## 2) 国内市場の縮小

我が国において今後、人口減少と高齢化は更に加速すると見込まれることから、国内における水産物消費量の減少や国内市場の縮小は避けられません。一方で世界的には、水産物は良質な動物性タンパク質を供給する食料資源としてニーズが高く、水産業は成長産業として捉えられています。また、国では、国産水産物の輸出促進に必要な施設整備を積極的に推進しています。このため、本県においても、水産加工業者等の輸出に向けた生産体制の転換や環境整備等を推進していくことが重要です。

## 3) 激甚化する自然災害

近年、気候変動の影響等により、自然災害が頻発化・激甚化する傾向にあります。防災・減災の視点から、これまで沿岸域では主に地震・津波対策に取り組んできましたが、今後は高潮対策等にも対応した国土強靱化や安全・安心な地域づくりが必要となります。このため、漁港施設の防災機能強化・維持管理を推進するとともに、海上の養殖施設においても耐波性等の機能向上を図る必要があります。また、大雨時に陸域から大量の淡水が流入することにより、沿岸域に生息する生物に影響が及んでいることから、影響の把握や対応について検討が必要です。

## 4) 新型コロナウイルス感染症の影響

令和2年に発生した新型コロナウイルス感染症の流行拡大により、世界的に経済活動が縮小し、多方面にわたり甚大な影響が生じています。本県水産業においても、外食向け食材を中心に流通の停滞や価格低下が生じているほか、冷凍倉庫の保管余力の低下、外国人技能実習生や漁船乗組員の入国禁止による労働力不足、操業停止など、様々な悪影響が生じています。一方、感染症防止のためのフィジカルディスタンスの確保など新たな生活様式の定着化やステイホームの推進により、量販店等では内食向けの加工品等の需要が増加するなど、生産現場や市場ニーズに変化が生じています。

このような状況がいつまで継続するかは予測困難ですが、今般の感染症のような想定外のリスクへの対応や、新型コロナウイルス感染症の流行収束後にも残ると考えられる消費形態の変化等への対応を念頭に置いた方策について検討していく必要があります。

## (2) イノベーションをもたらす動き

### 1) 国による水産政策の改革

国は、平成30年6月に「水産政策の改革について」をとりまとめ、水産資源の適切な管理と水産業の成長産業化の両立、漁業者の所得向上と年齢バランスのとれた漁業就業構造の確立を目指して、「資源管理の高度化」、「沿岸漁業における海面利用制度の見直し」、「遠洋・沖合漁業許可制度の見直し」等の改革に着手しました。そのために必要な法整備として、「漁業法等の一部を改正する等の法律(平成30年法律第95号)」が令和2年12月に施行され、漁業法(昭和24年法律第267号)が約70年ぶりに全面改正されました。

本県においても、国の諸施策と歩調を合わせて、水産資源の適切な管理と水産業の成長産業化の両立、漁業者の所得向上等に取り組むとともに、地域の特性を踏まえて水産業の成長産業化を推進し、沿岸地域の活性化・にぎわいの創出を図ることが必要です。特に、集団移転や高齢化によって海面利用の急激な低下等が見込まれる地域については、地元漁業協同組合や市町村とも緊密に連携して、地域づくりの視点も持ちつつ、利用度の維持・向上に向けた検討を行う必要があります。



## 2) スマート水産業の推進

水揚量の減少、就業者の減少・高齢化など、水産業を巡る情勢は厳しい状況にある一方、これらを解決することにより、持続的で魅力ある水産業の発展に大きく貢献できると考えられます。そのために、新たな技術の開発・導入により生産性を向上させるとともに、省力化や省人化による労働力不足の解消と中長期的なコストの削減、各種データに基づく効率的な生産体制の構築により、収益性を向上させることが必要です。

国は令和元年度の「水産業の明日を拓くスマート水産業研究会」において、スマート水産業を「ICT、IoT等の先端技術の活用により、水産資源の持続的利用と水産業の産業としての持続的成長の両立を実現する次世代の水産業」と定義し、今後の検討方向や検討すべき課題等を整理しています。今後、漁業管理や水産物流通の高度化に向けて全国的にICTやIoT、AI等の先端技術を活用したスマート水産業の推進が見込まれることから、本県においても漁場情報の共有や漁獲物の選別自動化などの先端技術の導入を図ることが必要となっています。

## 3) 東日本大震災以降に生まれた新たな動き

未曾有の被害をもたらした東日本大震災以降、本県水産業においては、それまでにない様々な試みが進められました。漁村地域においては、民間の力を活用した地域復興の取組(水産業復興特区の導入)が行われたほか、漁業者と国や県、大学等の試験研究機関、各種支援団体との連携が強化され、養殖品目の効率的な生産技術など新技術の導入等が進みました。また、環境に配慮した養殖生産に対する国際認証であるASC認証を南三陸町戸倉地区のカキ養殖業が国内で初めて取得するなど、国際的な取組にも広く目を向ける視点が養われ、環境配慮の意識も高まるなど多くの成果が得られました。さらに、意欲ある生産者が連携して輸出までも視野に入れた販路の拡大に取り組みなど、震災前にはない自発的で積極的な活動が始まっています。流通・加工業分野においては、事業者がグループで輸出に取り組み、統一ブランドを開発するなど、事業者単独では成し得ない成果がありました。

今後もこのような取組を一層促進し、地域全体での競争力強化や、より安定的な経営形態への移行を図っていくことが重要です。

## (3) 重視すべき新しい価値観

### 1) 持続可能な開発目標(SDGs)の推進

国際連合は平成27年に全世界の共通課題である貧困や不平等・格差、テロや紛争、気候変動など様々な課題を令和12年までに解決し、「誰一人取り残さない」世界の実現を目指すための17の目標からなる「持続可能な開発目標(Sustainable Development Goals:SDGs)」を設定し、目標達成に向けた取組が世界的に進められています。目標の一つである「目標14 海の豊かさを守ろう」では、海洋と海洋資源を保全しつつ持続的に開発していくことの重要性がうたわれていますが、世界的に達成度は低いとされています(毎年、SDGs達成状況を分析したレポート「SDG Index and Dashboards Report」が発行され、各国の達成度を4段階で評価しており、目標14の評価は軒並み低い達成度となっています。なお、令和2年の日本における目標14の達成度は4段階中、最も低い4番目の評価)。「海の豊かさを守ろう」などSDGsが達成を目指す目標は、本県が直面する水揚量減少・磯焼けの進行等の課題解決においても重要な視点であり、本県においても目標の達成に向けた取組を推進する必要があります。

## 2) 環境志向の高まり

近年、世界的に環境志向が高まっています。特に、海洋プラスチックごみが海洋環境を汚染し生態系にも悪影響を及ぼすことが問題視されており、水産資源の持続的利用のみならず、環境保全・改善への配慮の視点を持った対策が求められています。また、海洋生物による二酸化炭素(CO<sub>2</sub>)吸収効果(ブルーカーボン効果)についての研究が進んでおり、地球温暖化の要因である大気中CO<sub>2</sub>の削減対策として世界的にも注目されています。このため本県水産業においても、海洋プラスチック問題への対応やCO<sub>2</sub>吸収源として有望な藻場の造成など、環境に配慮した取組を計画的に推進し、その状況を積極的に情報発信することが必要です。

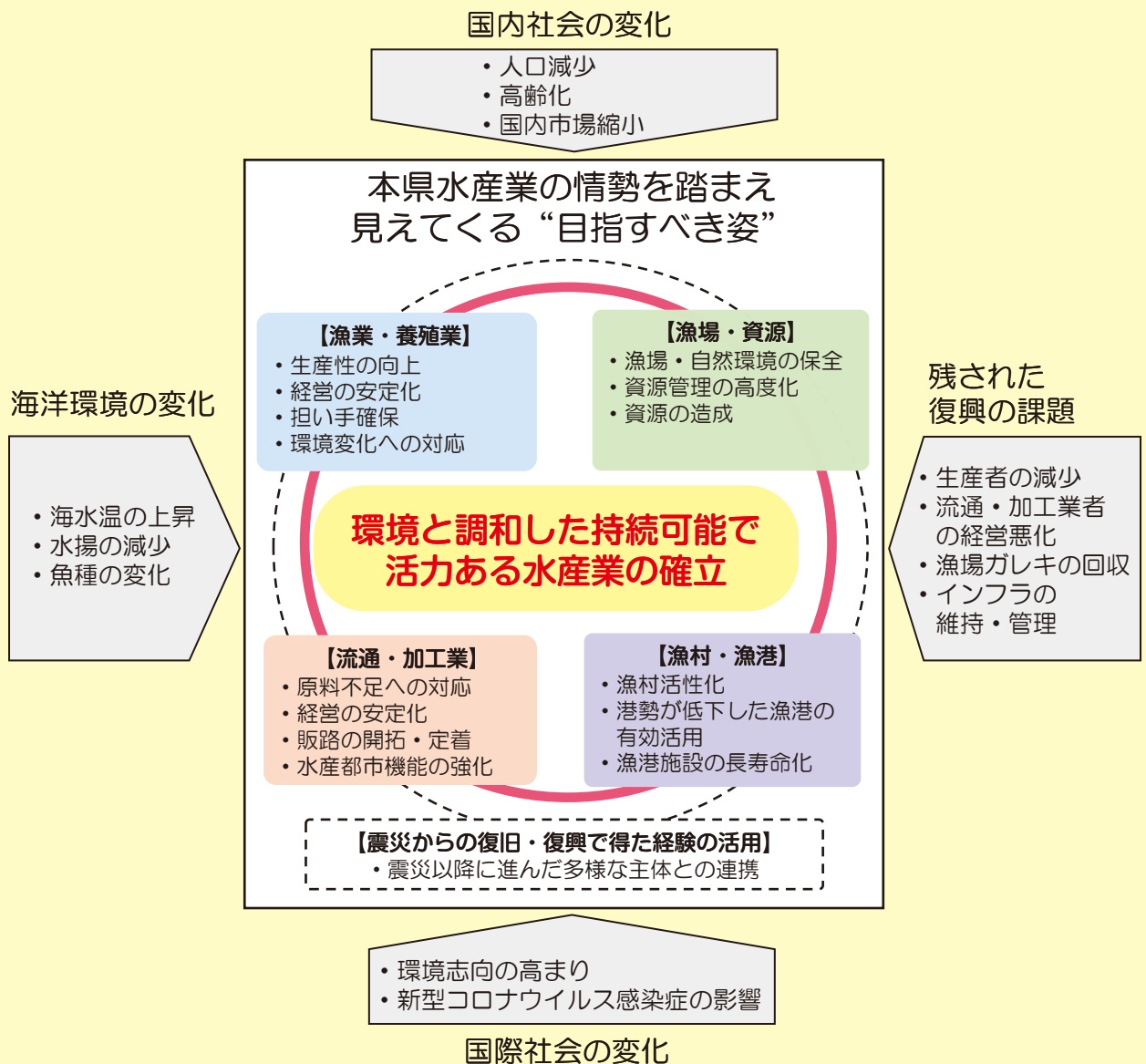
### 第3章 本県水産業の目指すべき姿

#### ① 目指すべき姿 “環境と調和した持続可能で活力ある水産業の確立”

第2章で示したとおり、本県水産業を巡る状況は大きく変化しており、特に海洋環境の変化による水揚の変動や、人口減少とそれに伴う国内市場の縮小は、本県水産業が活力ある産業として持続するために乗り越えなければならない課題です。新たな水産基本計画の策定に当たっては、水産業が抱える諸課題のみならず、様々な外部環境の変化や国の政策の方向性等も踏まえ、本県にとって望ましい“水産業の成長産業化”の在り方を念頭に置いて、“目指すべき姿”を定める必要があります。

ここで、本県にとって望ましい“水産業の成長産業化”を「震災からの復旧・復興を経験した水産業者が、多様な産業・関係者との連携や新しい技術・価値観等の導入を進め、イノベーションを創出することで、経営環境の変化に柔軟に対応し、自然環境と調和した持続的産業として安定的に収益を上げ、地域が活性化すること」と定義します。

これを踏まえ、水産基本計画(第Ⅲ期)においては、本県水産業が10年後に目指すべき姿を、“**環境と調和した持続可能で活力ある水産業の確立**”とし、その実現に向けて各種施策を展開していきます。





## ② 県の将来ビジョン、国の水産改革及び持続可能な開発目標(SDGs)との関係

### (1) 県の将来ビジョンとの関係

「新・宮城の将来ビジョン」は県政運営の基本的な指針となる総合計画です。本ビジョンでは多様な主体との連携による活力ある宮城を目指すため、持続可能な「未来」づくりに向けた政策推進の横断的視点として「人づくり」、「地域づくり」、「イノベーション」を掲げ、その土台に「SDGsの推進」を位置付けています。また、政策推進の基本方向として「富県宮城を支える県内産業の持続的な成長促進」、「社会全体で支える宮城の子ども・子育て」、「誰もが安心していきいきと暮らせる地域社会づくり」、「強靱で自然と調和した県土づくり」の4つを柱とするとともに、東日本大震災の被災地の復興完了に向けたきめ細かなサポートも行っていくこととしています。

水産基本計画(第Ⅲ期)は、「新・宮城の将来ビジョン」の分野別計画として位置付けており、ビジョンが目指す方向に沿って施策を展開することで、その推進に寄与していきます。

### (2) 国の水産政策の改革との関係

水産業を巡る状況が大きく変化していることを踏まえ、国は平成29年4月に新たな水産基本計画を閣議決定し、数量管理等による資源管理の充実や漁業の成長産業化等を強力に進めるために必要な施策及び関係法律の見直しを検討することとしました。その結果として、平成30年6月に「水産政策の改革について」がとりまとめられ、水産資源の適切な管理と水産業の成長産業化を両立させ、漁業者の所得向上と年齢バランスのとれた漁業就業構造の確立を目指し、「新たな資源管理システムの構築」、「漁業者の所得向上に資する流通構造の改革」、「生産性の向上に資する漁業許可制度の見直し」、「養殖・沿岸漁業の発展に資する海面利用制度の見直し」、「水産政策の改革の方向性に合わせた漁業協同組合(漁協)制度の見直し」及び「漁村の活性化と国境監視機能を始めとする多面的機能の発揮」に取り組むこととされています。

本県が策定する水産基本計画(第Ⅲ期)には、国の「水産政策の改革について」で示された方向性を念頭に置きつつ、本県の状況に応じた水産業の成長産業化の在り方、それを実現させるための施策、具体的な取組を盛り込む必要があります。

### (3) 持続可能な開発目標(SDGs)との関係

「持続可能な開発目標(SDGs)」は、平成27年9月の国連サミットにおいて、「誰一人取り残さない」持続可能で多様性と包摂性のある社会の実現のために採択された令和12年を年限とする17の国際目標(その下に169のターゲット、232の指標)です。その特徴として、普遍性(先進国を含め、全ての国が行動)、包摂性(人間の安全保障の理念を反映し「誰一人取り残さない」)、参画型(全てのステークホルダーが役割を)、統合性(社会・経済・環境に統合的に取り組む)、透明性(定期的にフォローアップ)の5つが挙げられています。

国においては、平成28年5月に内閣総理大臣を本部長、官房長官・外務大臣を副本部長、全閣僚を構成員とする「SDGs推進本部」を設置し、各種施策が展開されています。

本県においては、平成31年4月に知事を本部長とする「宮城県SDGs推進本部」を設置し、全庁一丸となってSDGsの達成に向けた取組を展開するとともに、県民、企業、市町村など、様々な主体の取組や連携を促す取組を進めています。また、「新・宮城の将来ビジョン」の理念や各種施策にもSDGsが反映されます。

本基本計画においても、SDGsが目指す持続可能性の追求は重要な要素であり、海洋と海洋資源を保全しつつ持続的に開発していくことの重要性をうたった目標「海の豊かさを守ろう」の達成をはじめ、本県水産業が貢献し得る目標を整理し、達成に必要な各種施策を盛り込むこととします。

# SUSTAINABLE DEVELOPMENT GOALS

